

2009年5月19日
民法成年年齢部会委員
出澤 秀二

「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書（第1次案）」についての私的なメモ

同最終報告書案（以下「最終報告書案」という。）につき、現時点で気付いたところを若干述べる。

1. 全体について

(1) 本部会は、「諮問第八十四号 若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について御意見を承りたい。」につき法制審議会に報告を行うことを目的としている。

したがって、あくまでも民法の観点から成年年齢の引き下げの可否について検討すべきであって、国民投票年齢や選挙年齢の引き下げに伴って民法の成年年齢を引き下げるといふ報告書案の構成は諮問の主旨に沿うものではないと考える。

この観点から、5頁の「したがって・・・引き下げることが適当である。」の一文は「したがって、選挙年齢と民法の成年年齢は必ずしも一致する必要はないこと及び両者は一致することが望ましいことという観点を踏まえながらも、民法の成年年齢の引下げの意義、問題点及びその解決策等を検討する。」旨修正すべきである。

(3) 中間報告書との相違ないし中間報告書で触れているが最終報告書案に触れていない点等について理由が必ずしも明らかではない。例えば、以下の点は最終報告書にも記載すべきである。

i 中間報告書17頁に関し最終報告書9頁の「諸外国の成年制度」についての「一致は必要でない」とする意見について

ii 中間報告書18頁の「世論調査の結果」の取り扱い

iii 中間報告書19頁の「他の法律への影響」について

(4) 離婚の際の未成年者の子の養育費が成年年齢の引き下げに伴い、早期に打ち切られる可能性があることに関し、離婚家庭の子の教育の機会が失われないように国が支援する制度を充実させるべきことに触れる必要がある。

なお、消費者被害拡大に対する施策が不十分との意見が、第3回会議における参考人の弁護士鎌田健司氏（日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会副委員長）からあり、近々同人からメモが提出される予定である。

2. 個別の点について

(1) 「選挙年齢と民法の成年年齢が一致していることが望ましいのか」（5頁）について

①が積極的な根拠になるものではなく、②が主たる根拠ではないか。ただ、②は、意味が必ずしも明らかではない。「法制度としてシンプル」という理由は、他の法律への

影響も考えなければならないので適切ではない。また、「大人の入口」に立つことの意味を理解してもらいやすい」との理由は曖昧である。

代替案であるが、「原則として自分の行為だけで、完全な権利義務を生じさせることができ、また、結婚ができるといった、私法上も社会的・経済的に大人という立場にあることが、政治への参加意欲を高めることになり、また、より責任を伴った選挙権の行使を期待できることから、選挙年齢は私法上の成年年齢と一致することが望ましいこと」旨の積極的な意義を挙げるべきと考える。

なお、最終報告書には「大人の入口」という用語が度々出てくるが、曖昧でないかどうかの検証を要する。

(2) 「若者政策の転換の契機となることへの期待」(7頁)について

成年年齢の引き下げには、積極的な理由付けが必要である。選挙年齢に合わせて下げるべきとするものでも、若者政策の転換の契機となることが期待されるので引き下げるべきものでもない。この点は、18, 19歳の若年者が大人として社会に参加できるようにすることが個人及び社会にとって重要であるかどうかを鍵ではないか。かかる観点からの積極的な理由を、「若者政策の転換の契機となることへの期待」の項に先だって記載すべきである。以下要旨を述べる。

「現代の情報化及びグローバル化した社会においては、一般的に社会における活動の機会が広がっているのであり、社会・経済的活動に参加できる年齢層を引き下げることにより、若年者に対し早期に大人として社会に参加することができる機会を与えることが望ましいものと考えられる。また、高齢化が急速に進行している日本の社会においては、将来を担う若年層が、社会・経済において、積極的な役割を果たすことが期待される。したがって、大人としての社会参加の時期を早めることによって、より大きな活力を個人にも社会にもたらすことができる。そして、成年年齢の引下げに伴い、大人になるための教育による準備段階を経て、また、大人としての社会における実践により、大人としての自覚を早期から涵養できることは、社会・経済に関する意識の強い若年層を育てることになり、このこともまた個人及び社会に大きな活力をもたらすことになる。社会の複雑化・高度化によって自立の年齢が高まる傾向にはあるが、大人としての意識を涵養し能力を高めるための教育や弱者保護等の環境・施策が整備されれば、若年者が早期に社会に参加することを拒む必要はないものと考えられる。」

(3) 「民法の成年年齢を引き下げる時期」について(18頁)

民法の成年年齢を引き下げる時期については、「若年者の保護」のための有効な諸施策の実施及び国民の意識の準備が必要であることから、慎重な配慮を要するものであり、相当な周知期間を設けるべきである。

3. 補足

最終報告書案の受領から第14回成年年齢部会まで日数がわずかしがなく、中間報告書との対比を含めて十分検討する時間がとれなかった。したがって、上記指摘は、必ずしも網羅的ではない。

以上